

自治体病院の公的役割を守るために、静岡市立病院は直営のままで充実させることを求める請願署名

2014 年 月 日

静岡市長 田辺信宏 様

請 願 者 静岡市駿河区稲川 2 丁目 2-1
コハラサウスサイド 7F
「静岡市立病院を充実させる市民の会」
代表 杉山 利彦
西部 勝子
山田 美香

紹介議員

【請願趣旨】

静岡市は昨年末、静岡市立静岡病院と清水病院の経営形態について、非公務員型の地方独立行政法人（以下、独法化）へ移行することを決めました。静岡病院は、国への定款を定めた条例案を 9 月議会に提出し 2016 年の独法化をめざし、清水病院は累積赤字の解消を見込む 2020 年代前半の移行をめざしています。

独法化とは、自治体の直営からはずし、「法人」として運営できるようにすることです。静岡市は独法化によって高額医療機器などの購入がスムーズに出来、必要な人材を必要な時に採用出来ると説明しています。しかし、国の動きを見ると、経営効率を最優先させ「官から民へ」のワンステップとなる狙いが見えてきますし、移行への手続きが市民合意のないまま拙速に進められています。また、すでに独法化した病院では、診断書など手数料の増加、差額ベッド代の加算など利用者への負担増が見られます。

静岡市立病院が、高度医療や小児・救急医療など民間の医療機関では取り組みにくい不採算といわれる分野の医療を担い、他の医療機関では受け入れが困難な患者さんを受け入れる「最後の砦」として自治体病院の公的役割を守るため下記とおりにお願いします。

【請願項目】

1. 市民が安心して静岡市立病院にかかれるよう公的役割を守り充実させるため、地方独立行政法人への移行はせず、自治体が責任をもって直営を堅持すること。
2. 市民合意のないまま静岡市立病院の経営形態見直しを決めるのは拙速であり、9 月議会で定款を定めるのは止めること。

氏 名	住 所

※・請願は日本国憲法 16 条で保障された権利であり、請願によって差別待遇を受けることはありません。

- ・個人情報適切に管理し、請願以外の目的では使用しません。
- ・鉛筆以外の筆記用具で、自筆でご署名ください。
- ・住所は「〒」などで省略せず、市名からご記入ください。

問合せ先 「静岡市立病院を充実させる市民の会」
TEL054(282)4060 Fax054(282)4057